

## ～相談事例～

### こんな時、どうするの？ もっぱら物

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問者)

先日、ガラス瓶は専ら物としても扱われており、再利用される場合は処分業の許可は不要になり、マニフェストの交付も必要ありませんと教えてもらいましたが、この他にも許可が不要になるもっぱら物がありますか、また、専ら物が決められた経緯を教えてください。

(協会)

まず、もっぱら物は、一般廃棄物については、廃棄物処理法（廃掃法）第7条 第1項 ただし書に「ただし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。」と記載され、産業廃棄物についても、一般廃棄物と同様に、廃掃法第14条第1項に定められております。

しかしながら、廃掃法では専ら物（もっぱらぶつ）は具体的に明記されておらず、具体的には、1971年（昭和46年）、厚生省（当時）の通知（環整43号・環産21号）により、「産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」と記載されております。

当時の事情を踏まえ、専ら（もっぱら）再生利用されることが社会的に確立されていたため、許可不要の対象となりました。昔からリサイクル資源として価値があり、業として成り立っていたものは、廃棄物としての厳しい規制（許可制など）から外して、流通を停滞させないようにしよう配慮から生まれた仕組みのようです。

もっぱら物の場合、許可は不要ですが、廃棄物としての性質を失うわけではありませんので、注意が必要です。マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付は不要ですが、委託契約書は必要になります。また、廃棄物には変わりありませんので、処理基準の遵守が求められ、収集運搬・処分基準は適用され、飛散・流出の防止、悪臭・騒音の防止が求められますので、取り扱いには十分注意してください。

また、通知に記載してある古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を受け、紙くず、金属くず、ガラスくず、繊維くずの4品目が「専ら物」として扱われているようですが、通知を限定的に運用すると、アルミサッシや板ガラスは専ら物として取り扱って良いのか悩ましいところがあります。再利用され滞りなく流通しているかがポイントの一つになりますが、取り扱いの際には、県や宇都宮市に確認してください。

### －組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び再生利用等の事業を通じて、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の効率的な活用を図り、県民福祉の向上に寄与することを目的とする公益法人です。

協会では、日頃から会員増強に努めておりますが、令和8年5月1日現在の会員数は、正会員201社、賛助会員22社となっており、他都道府県協会と比較すると少ない状況にあります。会員の拡充は、組織の社会的発言力を高め、業界のさらなる発展につながる重要な基盤となります。

会員の皆様におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、取引先の排出事業者の方には賛助会員としてご入会いただけますよう、ご勧誘にご協力をお願いいたします。

なお、入会に関するお問い合わせは、協会事務局までお願いいたします。TEL028-612-8016